

令和 6 年度 第 2 回長崎市地域包括支援センター運営協議会議事録要旨

1 日 時 令和 7 年 2 月 12 日(金)19:00～20:15

2 開催場所 長崎市役所 7 階大会議室

3 議 題

(1)地域包括支援センターにおける包括的支援事業実施方針（案）について（協議）

(2)令和 6 年度地域支援事業実施要綱等の改正点について（報告）

(3)三重・外海地域包括支援センターの受託法人選定について（協議）

4 配布資料

(1)事前配布資料

ア 長崎市地域包括支援センター運営協議会 委員名簿

イ 令和 6 年度第 2 回長崎市地域包括支援センター運営協議会 会議次第

ウ 資料 1 令和 7 年度長崎市地域包括支援センターにおける包括的支援事業実施方針(案)

エ 資料 2 令和 6 年度地域支援事業実施要綱等の改正点について

(2) 当日配布資料

ア 座席表

イ 資料 3 三重・外海地域包括支援センターの受託法人の選定について

5 委員及び事務局の発言内容等

【事務局】配布資料の確認、本協議会の目的説明、部長挨拶

本日出席の委員数 19 名（欠席 1 名）

議題(1) 地域包括支援センターにおける包括的支援事業実施方針(案)について

【事務局】

事前配布資料 令和 7 年度長崎市地域包括支援センターにおける包括的支援事業実施方針(案)（資料 1）について説明。

【委員】

長崎市が長崎県高齢者虐待対応専門職チームと直接契約することについて、現状を教えて欲しい。

【事務局】

長崎県が先行して契約し、弁護士と社会福祉士が助言者として、市町に対し虐待の支援困難事例の助言をしていただく体制を作っており、長崎市でも 2 事例において利用し、有意義なご意見をいただき、適切な支援に繋がっている。

長崎市でもあとは契約という段階まで詰めているので、今しばらくお待ちいただきたい。

【委員】

包括的支援事業実施方針は、高齢者が対象として捉えてよいか。

昨今、介護予防も含め、多世代型の相談対応に転換しようという動きがあるため、介護保険法だけでなく他の法律も加味した形で行っていくのか、それとも他の世代はそれぞれの担当部局と連携してやっていくのか。

【事務局】

地域共生社会といった考えは欠かせないが、実施方針はあくまでも高齢者を対象としている。

【委員】

長崎市の体力測定データを分析しているが、通所型サービス C や生涯元気事業、高齢者サロンのどの利用者も平均年齢が 80 代である。前期高齢者からの介護予防を展開するためには、保健事業や民間企業等と連携した事業形態になりつつあるので、包括の役割としてその辺りに触れてもいいかなと思い質問した。

【会長】

他に意見がないようであれば、7 年度の実施方針として決定でよいか。

【全委員】

(異議なし)

【会長】

それでは、実施方針に基づいて取り組んでいただくようお願いしたい。

議題(2) 令和 6 年度地域支援事業実施要綱等の改正点について

【事務局】

事前配布資料 地域支援事業実施要綱等の改正点について(資料 2) について説明

【委員】

資料 地域包括支援センターにおける柔軟な職員配置の中で「常勤換算方法によることができる」とあるが、詳しく教えて欲しい。

「相互支援」とあるが、同一法人内でのことを想定しているのか。受託法人が異なる地域包括支援センター間での相互支援となると、委託費が煩雑になると思われるがどうか。

【事務局】

常勤換算方法は、複数人の勤務時間の合計が、常勤 1 人分の勤務時間となればよいという考え方。そのため顔のわかる職員がずっといるという基本の考え方が緩やかになる。地域包括支援センター運営協議会が必要と認める場合に限られるが、地域包括支援センターの人材を確保できないことが全国的な問題になっているため、今回、法改正が行われた。

地域包括支援センター間の相互支援については、異なる法人だとそれぞれに人員配置に対し考えがあるため、まずは同一法人にて地域の状況に合わせて行うことを想定している。

ただ、最低でも 2 職種は置かないといけないルールもあるため、他都市からの情報収集や国の動向を確認しながら進めていきたい。

【委員】

例えば、地域包括支援センターに週 20 時間、居宅介護支援事業所に 20 時間の兼務による常勤換算方法でもよいのか。

【事務局】

兼務でもよい。

【会長】

人材が乏しいため、兼務で工夫しようということだと思う。

【事務局】

実際に常勤換算方法を取り入れるかは、地域包括支援センター運営協議会で諮ってからとしたい。

【委員】

地域に課題がある場合は人員を増やして配置できると説明されていたが、どのような地域課題が出た際に人員を増やすことになるのか。

【事務局】

突出した地域課題が出た際には、地域包括支援センター運営協議会に諮り、柔軟な職員配置を行う必要があるかを検討していくことになる。

【委員】

長崎市の地域包括支援センターは担当する地域が広く、それぞれの地域で特徴も異なるため、地域包括支援センターをコンパクト化するのではなく、むしろ分散する方向でやっていかないと対応できないのではないかとされるが、どのように考えているか。

【事務局】

地域包括支援センターを増やすという考え方もあるが、そうすると人材不足の影響を強く受け、基準を満たす職員配置がさらに難しくなるという課題がある。

広い地域をカバーするためには、例えば、サブセンターを置き、様々な団体や関係部署等と連携していくことを検討していかないといけない。

長崎市の高齢化が進み人材確保が難しい中、地域包括支援センターが担当する区域については、地域包括支援センター運営協議会で引き続きご意見をいただかなければならない大きな課題と思っている。

【委員】

柔軟な職員配置を適用するかどうかの判断について教えてほしい。

例えば、琴海地域包括支援センターから適用してほしいと相談があれば、琴海地域だけで適用すると判断するのか、それとも、長崎市全体で適用するとなるのか。

【事務局】

長崎市全体として適用することになるが、その時は地域包括支援センター運営協議会でお諮りしたい。

【委員】

全体は20か所の地域包括支援センターということで良いか。

【事務局】

そのとおり。

【会長】

人材不足への対応から法改正が行われたと思われるが、今後も国に寄せられている質問等を分析・共有しながら、長崎市にとってどうしていくことがよいのか検討していくのがいいのではないかと。

議題(3) 三重・外海地域包括支援センターの受託法人選定について

【事務局】

当日配布資料 三重・外海地域包括支援センターの受託法人の選定について（資料3）について説明。

【委員】

資料にある B 案と C 案は地域住民から見たら同じように見えるがいかがか。

【事務局】

B 案については、三重・外海地域包括支援センターの職員配置基準の確保が必要になる。

例えば、配置基準が滑石・横尾包括が 4 名、三重・外海包括が 3 名とすると、合わせて 7 名を配置する必要がある。ただし、職員の柔軟な職員配置は可能となる。

一方、C 案は区域を 1 つにするため、高齢者数 9000 人以上の地区の配置基準になる。

C 案の方が職員配置は少なくて済む。

【委員】

C 案の方が今後やりやすいと思う。

今後も手を上げる法人がないとなれば区域の見直しをやっていくのか。

また、受託意向のあっている区域も統合していく意向があるのか。

【事務局】

受託意向がある区域を統合しようという考えはない。

人材不足等でどうしても運営ができない区域や、極端に高齢者数が少ない区域は統合することを考えなければならない。

【委員】

今後のスケジュールだが、B 案の場合は三重・外海地域包括支援センターを残して既存の地域包括支援センターを持っている法人が受託となるので選定審査会を開くというのはわかるが、既存の地域包括支援センターと統合するときには選定審査会を開くことになるのか教えて欲しい。

【事務局】

受託意向が 1 法人しかいない場合は随意契約になるため、C 案では選定審査会は開催しないこととなる。

【委員】

B 案はハードルが高い感じがするので、C 案も一緒に調査できないのか。C 案であれば受託意向のある法人があるかもしれない。

【事務局】

以前は三重・外海地域包括支援センターと琴海地域包括支援センターは一緒だったことや、日常生活圏

域が同じ北総合事務所管内にまとまっていることから、琴海包地域包括支援センターと統合する C 案を提案している。

小江原・式見地域包括支援センターや滑石・横尾地域包括支援センターと統合するとなると日常生活圏域が異なり活動範囲が広がるため、以前のように琴海と三重・外海を統合する方が住民の混乱も少ないと考えている。

【委員】

三重・外海地域包括支援センターを直営にする案はないのか。

【事務局】

まずは案のとおり進めさせていただき、それでも受託意向がない時には地域包括支援センター運営協議会で諮る案の一つと考えている。地域包括支援センターの業務である介護予防支援事業や総合相談業務を分割して委託するなど、他にも考え方はいろいろあると考えている。

【会長】

また数年後には受託が困難な状況が出てくると考えられるので、今のうちから色々な意見や可能性を示して欲しいということで、今回議題に挙がったと思っている。三重・外海・琴海を以前のようにするという考えはありうるが、時代が違うので以前のようにいかないことも考えておく必要がある。

また、地域包括支援センターは高齢者数に応じて設置という原則はあるが、担当地域が広くなると三重・外海のような状況に陥るので、全国の情報を収集しながら様々な可能性を探っていただきたい。

【委員】

サブセンターという方法について、三重・外海を琴海に統合した際、従前の事務所をサブセンターにすれば2カ所分の家賃もかかるので、2カ所設置を指定する委託の仕方はできるのか。

また、受託法人が事務所を1カ所で希望しても、市が2カ所でやるように指定することは可能か。

【事務局】

長崎市としては、事務所は2カ所設置することとして受託先には伝える予定。

【事務局】

家賃は委託費に含め、契約にサブセンターを設置することを含めた内容になる。

【委員】

今回の B 案と C 案には常勤換算方法に関する記載はないが、常勤換算方法による配置は今後の話と違ってよいか。

先々職員が高齢化し、常勤として 8 時間勤務することは厳しい方も増えてくると考えられるため、常勤換算方法による配置とすることはいいのではないかと思う。

【会長】

他にないようであれば、以上で、審議事項を全て終了したので事務局へお返しする。